

本校での新型コロナウイルス感染症対策について

6月1日からの通常授業再開に向けて、文部科学省および栃木県教育委員会から、感染拡大の第二波を防ぐためのガイドライン（指針）が示されました。それを受けて本校でも感染症対策推進委員会を設置し、本校独自の対策マニュアルを策定しました。以下にその概要をお示ししますので、ご家庭での健康指導にも役立てていただきたいと思います。

（1）生徒の健康観察の徹底

- ・登校前には、**毎日家庭で検温を行うとともに、風邪の症状の有無を確認する。「健康観察シート」を活用**して、登校時に教職員が健康状態を確認し、検温未実施の生徒は、各学年で検温を実施する。
- ・発熱や風邪症状等がある場合は、自宅で休養するように指導する。
- ・**校内で発熱や風邪症状等が確認された生徒は早退させる。**
なお、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合や、基礎疾患があり、発熱や咳などの比較的軽い症状がある場合、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状が4日以上続く場合は、**栃木県新型コロナウイルスコールセンターや帰国者・接触者相談センターへ相談するように指導する。**

（2）日常の感染症対策の徹底

感染症予防チェックリストを利用し、教室環境や生徒の予防指導に役立てる。特に、次の指導を徹底する。 ①こまめな手洗い ②換気の徹底 ③マスクの着用

（3）昼食時の指導

昼食時に巡回を実施し、感染拡大防止のための注意喚起をする。特に、次の指導を徹底する。 ①自席で食べる（机を向かい合わせにしない） ②机を清潔にする
③食べる前の手洗い

（4）部活動の実施

部活動実施に係る対応マニュアルに従って活動。実施に伴い**部活動実施計画シート**を部活動係に提出する。

（6）清掃の実施

実施に伴い、マスクの着用や清掃後の手洗いを徹底させる。

（7）新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識・態度の指導

生徒に対して、新型コロナウイルスに関する正しい知識や感染症対策についての指導を行い、生徒が感染のリスクを自ら判断し、これら进行避ける行動をとることができるように指導する。

新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、このような偏見や差別が生じないように指導する。

※教職員も（1）、（2）の健康管理を実施し、以下のような感染予防策を実施しております。

- ①マスク（状況によってはフェイスシールド）を着用して授業を実施する。
- ②パソコン室やワープロ室においては、授業毎にキーボードを消毒する。
- ③図書館においては、返却された図書を3日間別室にて管理してから本棚に戻す。
- ④「三つの密」を回避するために、実験・実習やグループワークを極力回避する。
- ⑤教室・机・椅子・ドアノブ・把手・手すり・スイッチ等、共用する場所・箇所の消毒を実施する。